入　札　心　得　書

（趣旨）

第１条　この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、豊橋市及び豊橋市が関連する事業（以下「市等」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものです。

（指名の取消し）

第２条　入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届出なければいけません。

⑴ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵ 破産者で復権を得ない者

⑶ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

第３条　入札参加者が、次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取り消すことがあります。

⑴ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

⑵ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑶ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑷ 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、市職員の職務もしくは発注者の監督又は検査等の執行を妨げた者

⑸ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑹ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第４条　入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがあります。

（入札の基本的事項）

第５条　入札参加者は、株式会社マルカワ園芸から指示された仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札してください。

２　図面に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が図面の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができません。

３　第１項の入札は、総価により行ってください。

（公正な入札の確保）

第６条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

（入札の方法）

第７条　入札参加者は、指定した日時までに必要事項を記載した入札書、工事費内訳書を封筒に封入し、契約に係る指名停止等に関する申立書とともに提出してください。

（入札の辞退）

第８条　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出てください。

⑴ 入札執行前にあっては、指名通知後なるべく早い時期に入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行ってください。

⑵ 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行ってください。

３　前項の方法により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

（入札書の書替え等の禁止）

第９条　入札者は、その提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができません。

（入札又は開札の中止）

第１０条　天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札の執行を中止することがあります。

（開札）

第１１条　開札は、入札の場所において行います。

（入札の無効）

第１２条　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

⑴ 入札参加者の資格を有しない者のした入札

⑵ 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札

⑶ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

⑷ 同一事項の入札に対し２以上の意思表示をした入札
⑸ 他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札
⑹ 記名のない入札
⑺ 入札書の記載事項が確認できない入札
⑻ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
⑼ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

（落札者の決定）

第１３条　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

２　前項の場合において、入札に関し不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、落札者の決定を保留することがあります。

（再度入札）

第１４条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条第１項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができます。

２　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできません。
⑴ 第１３条第１号から第６号の規定に該当する入札
⑵ 前条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

（くじによる落札者の決定）

第１５条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

２　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

（落札の通知）

第１６条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

（契約書の提出）

第１７条　落札者は、落札となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書に記名押印（落札者本人の印に限る。）のうえ、提出してください。

２　落札者が遅滞なく契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。

（契約の確定）

第１８条　契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、発注者が落札者とともに契約書に記名押印（落札者の印は落札者本人の印に限る。）したときに確定します。